

千曲市告示第15号

千曲市コミュニティ振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月5日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市コミュニティ振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市コミュニティ振興対策事業補助金交付要綱（平成15年千曲市告示第95号）の一部を次のように改正する。

第1条中「千曲市コミュニティ振興対策推進要綱（平成15年千曲市告示第94号）に基づいて」を「区・自治会等がコミュニティの振興のために」に、「平成15年千曲市規則第32号」を「平成24年千曲市規則第38号」に改める。

第2条中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改め、同条ただし書を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「区（自治会）が行う事業」を削り、

「

経費
1 手づくり広場の建設改修に必要な経費。ただし、用地費及び補償費を除く。
2 他の施設と隣接して設置する場合は、その区域を明確に区分すること。
3 同一施設について既に補助金の交付を受けている場合は、その交付を受けた日から2年を経過したものに限る。
1 集会施設を新築・改築等するに必要な経費。ただし、用地費・造成費及び補償費は除く。
2 同一施設について既に補助金の交付を受けている場合は、その交付を受けた日から5年を経過したものに限る。

」を

「

補助対象経費等

1 区・自治会等が建設計画から造成工事までの一切行う、おおむね400㎡以上の手づくり広場の建設、造成又は改修に必要な経費。ただし、用地費及び補償費を除く。 2 他の施設と隣接して設置する場合は、その区域を明確に区分すること。 3 同一施設について既に補助金の交付を受けている場合は、その交付を受けた日から2年を経過したものに限る。
1 集会施設を新築・改築等するに必要な経費。ただし、用地費・造成費及び補償費は除く。 2 同一施設について既に補助金の交付を受けている場合は、その交付を受けた日から5年を経過したものに限る。ただし、雨漏り、シロアリ被害等の緊急性を要すると認められる事業は、5年を待たずに交付できる。

」に、

「

5 緑化推進事業	1 緑化推進事業に必要な経費のうち、苗木・支柱等購入に要する経費 2 同一場所において、既に補助金を受けている場合は、その交付を受けた日から5年を経過したものに限る。	3分の2以内。 ただし、年額10万円を限度とする。
6 自衛消防器具施設整備事業	1 自衛消防活動のため配備する器具・備品の購入・修理に必要な経費 2 自衛消防器具を保管するための施設を新築・改築するために必要な経費 3 同一場所において、既に補助金を受けている場合は、その交付を受けた日から5年	3分の2以内。 ただし、100万円を限度とする。

	を経過したものに限る。	
--	-------------	--

」を

「

5 公園・広場の支障木伐採等事業	1 地区住民の活動場所又は児童の遊び場であって、かつ、地区が維持管理を行っている公園又は広場における支障木の伐採又は枝払いに必要な経費。ただし、都市公園は除く。 2 同一場所において、既に補助金を受けている場合は、その交付を受けた日から2年を経過したものに限る。	2分の1以内。ただし、20万円を限度とする。
6 自衛消防器具等整備事業	1 自衛消防活動のために配備する可搬消防ポンプ及び附帯備品の購入又は修理に必要な経費 2 可搬消防ポンプ等、消火活動に必要な備品を保管するための施設を新設又は改修するために必要な経費 3 同一地区内において、既に補助金を受けている場合は、その交付を受けた日から5年を経過したものに限る。	3分の2以内。ただし、100万円を限度とする。

」に

改め、同表を別表とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条、第 4 条関係）

コミュニティ振興対策事業補助金交付申請書
（コミュニティ振興対策事業実績報告書）

年 月 日

（宛先）千曲市長

（住所）
（職・氏名）
（電話）

年度において、次のとおりコミュニティ振興対策事業（ 事業）を
実施したいので補助金 円を交付してください。

（ 年 月 日付け第 号で補助金交付の決定のあった
年度コミュニティ振興対策事業（ 事業）を次のとおり実施しま
した。）

1 事業の目的及び効果

2 事業の内容（事業の実績）

地区名								
事業の内容			事業費の内訳			工期		備 考
事業種目	施工箇所 又は 設置場所	事業量	総事業費	市補助金	その他	着 工 (予定) 年 月 日	完 了 (予定) 年月 日	
計								

様式第2号中

「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に、

「

千曲市長 様

区（地区会）長

印

」を

「

（宛先）千曲市長

（住所）

（職・氏名）

印

（電話）

」に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の千曲市コミュニティ振興対策事業補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の前日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。